

第36回 中国地区老人福祉施設長研修会 開催要綱

1. 趣 旨 平成30年度の医療・介護の同時改定を目前に控え、高齢者福祉・介護分野にとって大きな節目を迎えようとしています。

前回の大幅なマイナス改定による影響を今に、次期改定におけるこれ以上の報酬カットは断固として認められません。

改定に向けて大詰めを迎える時期にあたり、国の動きに敏感に反応し、健全で継続性のある施設経営ができるよう、国に強く要望していかなくてはなりません。

そのためにも、われわれ福祉施設経営者が一致団結し、地域包括ケアの拠点として頼れる存在であることと福祉・介護の魅力を発信し、利用者と職員が輝ける施設運営に資することを目的として、本研修会を開催します。

2. テーマ 「施設機能を高めよう！ ～輝ける人づくり・地域づくり・施設づくり～」

3. 主催 中国地区老人福祉施設協議会

4. 企画運営 公益社団法人広島市老人福祉施設連盟

5. 期 日 平成29年11月6日(月)～7日(火)

6. 会 場 グランドプリンスホテル広島(広島市南区元宇品町23-1)

7. 参加者

(1) 定員 200名程度

(2) 参加対象者

①中国地区老人福祉施設協議会に加入する施設・事業所の経営者又は経営に関わる者

②中国地区老人福祉施設協議会に加入していない施設・事業所の経営者又は経営に関わる者で、主催者が認める者

8. 参加費(金額は税込)

(1) 研修会参加費 ①(会員) 8,000円、②(非会員) 16,000円

(2) 交流会参加費(①、②共に) 8,000円

9. プログラム(日程)

【1日目】11/6(月)

12:30	13:30	13:50	14:50	15:15	15:45	18:30	19:00	20:30
受付	開会式	①基調講演	休憩	②プレゼンテーション	③銀河クルーズ	休憩	④交流会	

【2日目】11/7(火)

9:30	10:30	10:45	11:45	12:00
⑤特別講演	休憩	⑥記念講演	閉会式	

10. 内 容(予定)

①基調講演 テーマ「平成30年度報酬改定に向けた動向について」

講 師：公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長 小泉立志氏

②プレゼンテーション 最新の介護機器等を扱う業者による商品紹介(5社程度)

③銀河クルーズ 研修会の一環として、広島 of 四季・文化・歴史に触れて学ぶ

- ④交流会 研修会参加者相互の交流と情報交換を目的として開催（希望者のみ）
- ⑤特別講演 テーマ「海外人材の受け入れについての現状と課題」
講 師；公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長 内田 芳明氏
- ⑥記念講演 テーマ「戦艦大和から学ぶ、戦後日本の発展と平和」
講 師；呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）

館 長 ^{と だか かず しげ}
戸 高 一 成 氏
(呉市参与)



昭和23年生、宮崎県出身。多摩美術大学卒。
(財)史料調査会理事、厚労省所管「昭和館」図書情報部長等を歴任。
平成16年4月より呉市企画部参事補に就任し、平成17年4月呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）の開館と同時に同館館長就任、現在に至る。（現呉市参与）
主な著書に「戦艦大和復元プロジェクト」、「戦艦大和に捧ぐ」、「聞き書き・日本海軍史」等、多数執筆。

11. 参加申し込みについて

- (1) 参加申し込みは、別紙「参加・宿泊申込書」に必要事項を記入し、期限までに下記の申込先にFAXにてお申込み下さい。

申込期限：平成29年10月20日（金）

- (2) 申し込み及び参加申込書の記入にあたっては、別添「参加・宿泊に関するご案内」を参照して下さい。

12. 個人情報の取り扱いについて

- (1) お申込により知り得た個人情報（氏名、年齢、住所、連絡先等）については、個人情報保護法に基づき、本研修会の運営業務（参加者への連絡、参加券の送付、参加者名簿の作成等）以外には使用しません。
- (2) 研修会資料にて、事前に申し込みのあった参加者全員の施設・職・氏名を掲載します。

13. 駐車場の利用について

- (1) お車でお越しの方は、ホテル専用駐車場をご利用ください。
研修会開催期間中は無料で駐車いただけます。お帰りの際にフロントまでお申し出ください。
- (2) その他公共交通機関又はシャトルバスをご利用の場合は、別添のご案内をご確認の上、申込時にお知らせください。

14. 申込・お問合せ先

【参加申込送付・宿泊等に関するお問合せ先】

名鉄観光サービス(株)広島支店(担当:兼田・北川)

〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 住友生命広島八丁堀ビル 9F

TEL:082-227-2281 / **FAX:082-227-8863**

【研修会に関するお問合せ】

(1) 中国地区各県(市)老人福祉施設協議会(連盟)事務局

(2) 公益社団法人広島市老人福祉施設連盟 事務局

〒732-0822 広島市南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター内

TEL:(082)207-0567 FAX:(082)207-0576

Mail:rousiren@chive.ocn.ne.jp

第36回中国地区老人福祉施設長研修会 参加・宿泊に関するご案内

拝啓 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、「第36回中国地区老人福祉施設長研修会」が来る11月6日（月）～7日（火）に広島市において盛大に開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

皆様方のご宿泊等のお手伝いを弊社に御用命頂きましたことを厚くお礼申し上げます。
社員一同、万全の準備をいたし、ご満足いただけますよう全力を尽くす所存でございます。
心より皆様方のお越しをお待ち申し上げます。

敬具

名鉄観光サービス株式会社広島支店
支店長 吉田 秀文

◆参加費のご案内

参加費	会 員	8,000円
	非会員	16,000円

◆交流会参加費のご案内

参加費	会 員・非会員とも	8,000円
-----	-----------	--------

◆宿泊のご案内 【名鉄観光サービス㈱の募集型企画旅行商品です】

宿泊日：平成29年11月 6日（月）

宿泊施設名	申込記号	部屋タイプ	宿泊料金	アクセス時間
グランドプリンスホテル広島	AS	洋室〔シングル1名利用〕	15,120	会場ホテル
	AT	洋室〔ツイン 2名利用〕	12,960	
ドーミーイン広島	BS	洋室〔シングル1名利用〕	11,500	会場より 車で約20分
ホテルサンルート広島	CS	洋室〔シングル1名利用〕	10,800	会場より 車で約20分
ホテル法華クラブ広島	DS	洋室〔シングル1名利用〕	9,800	会場より 車で約20分

◎上記の金額は、税金・サービス料を含む一人様あたりの1泊朝食付き料金です。

◎シングルは1名様でのご利用、ツインは2名様でご利用となります。

◎ホテルの客室は、ほとんどが禁煙となっております。喫煙希望の場合でも、禁煙室利用のお願いをさせていただくことが予想されますので、ご理解のほどお願い申し上げます。〔ホテルサンルート広島は、客室内すべて禁煙となっております〕

◎前泊・後泊はご希望により手配いたします。

◎最少催行人員 1名（当旅行には、添乗員は同行いたしません）

◆申込方法及び締め切り

別紙「申込書」に必要事項をご記入の上、平成29年10月20日（金）までに名鉄観光サービス㈱広島支店宛てにFAXもしくは、ご郵送ください。また、その際必ず控えをお取り置きください。

◆お支払い方法のご案内

お申込みの内容に基づいて、請求書を10月27日（金）頃までにご送付いたします。内容をご確認のうえ指定期日までに指定口座へお振込みください。ただし、振込み手数料は申込者負担となります。なお、領収書は振込用紙の控えをもってかえさせていただきます。

◆変更・取消について

- (1) お申し込み後変更・取消・追加が発生した場合は、お申し込み時にお送りいただいた「参加申込書」に、「変更・取消」の内容を明示していただき、FAX または郵送にて弊社宛にお送りください。
- (2) 参加費につきましては、お振込み期日以降のお取消しの場合は返金いたしかねます。
- (3) 宿泊などのお取消しにつきましては、下記「ご旅行条件について」内の取消料にてご確認ください。

取消料基準は、郵送の場合は消印日、FAXの場合は営業日・営業時間内を有効とさせていただきます。

ご旅行条件について

■募集型企画旅行契約

この旅行は、名鉄観光サービス㈱が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様には募集型企画旅行を締結することになります。なお、旅行契約の内容・条件につきましては、詳しい「ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）」をご確認いただけますようお願い申し上げます。

■取消料 お客様いつでも取消料をお支払いいただくことにより契約を解除することができます。

取消日	8日前まで	7日～2日前まで	前日	当日または無連絡不参加
参加費	返金いたしません			
宿泊代	無料	30%	50%	100%
交流会	無料		100%	

※参加・宿泊・交流会の取消・変更は書面で承ります。トラブルの原因となるお電話での受付はいたしかねます。

※取消料は、弊社の営業時間内（土日祝を除いた9:00～18:00）に受理した日を基準といたします。

※ご返金は、大会終了の後、取消料及び所定の振込み手数料を差引のうえ返金いたします。

■個人情報の取り扱いについて

ご旅行申込みに際して提出いただいた個人情報につきましては、お客様との連絡のためや宿泊運送機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。当社の個人情報の取扱に関する方針については、ホームページ（<http://www.mwt.co.jp/>）でご確認ください。

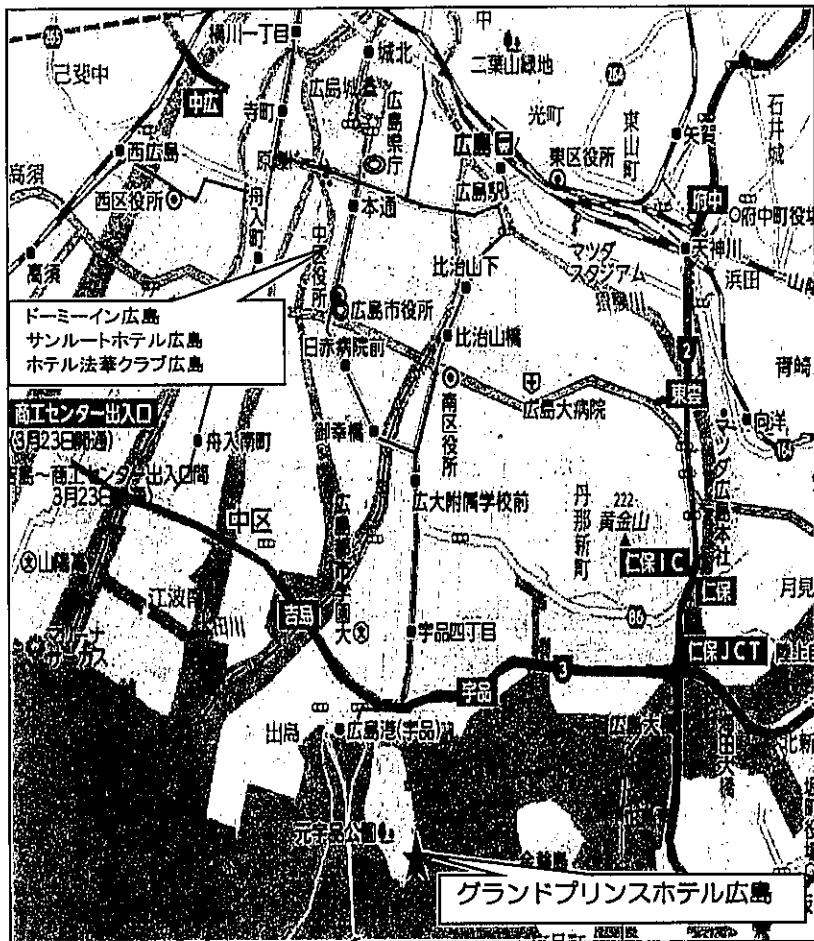
◆会場・宿泊施設のご案内

グランドプリンスホテル広島

〒734-8543 広島県広島市南区元宇品 23-1

TEL 082-505-0661

FAX 082-256-1134



■お車をご利用の場合

広島高速3号線宇品出口から約3分

[岡山方面から] 山陽自動車道広東I.C. から17km(平常時約35分・広島高速利用約18分)

[山口方面から] 広島岩国道路廿市I.C. から24.4km(平常時約45分)

※研修会終了後、駐車券をフロントまでお申し出ください。

(研修期間中は無料で駐車いただけます)

■広島駅よりタクシーをご利用の場合

広島駅よりタクシーで約20分(約2,400円)

■広島駅より路線をご利用の場合

広島バス21号(宇品)線グランドプリンスホテル広島行

広島駅南口バスのりばA-(2)-八堀-紙屋町-広島港-グランドプリンスホテル

広島停留所

JR広島駅から平常時40分

■広島駅新幹線口(北口)よりグランドプリンスホテル広島無料シャトルバス運行中

新幹線口北口(発) 10:30——ホテル(着) 11:00

〃 11:50——ホテル(着) 12:20

※バスは新幹線口バスロータリーに停車いたします。(8番・9番バスのりば付近へお越しください。)

(8番・9番のりば前の貸切バス駐車スペースに停車します。満席の場合はご乗車になれない場合もございます。)

※11月7日(火)閉会式終了後、ホテル玄関前より「広島駅新幹線口」行き専用バスを運行いたしますので、ご利用ください。

◆宿泊等の問合せ先

<旅行企画・実施>

観光庁長官登録旅行業第55号 日本旅行業協会 ボンド保証会員

名鉄観光サービス株式会社 広島支店



〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル9階

E-mail hirosshima@mwt.co.jp

TEL 082-227-2281 FAX 082-227-8863

営業時間 平日 9:00~18:00 定休日 土・日曜日、祝祭日

【担当: 兼田・北川】

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社旅行サービス(愛知県名古屋市中区名鉄4丁目4番8号、国土交通大臣登録第55号、以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申し込みは、所定の申込書に所定事項をご記入の上、申込金を添えてお申し込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立していません。当社が予約の承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申し込み手続をお願いいたします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お客様が(2)の期日中に申込金を提出しない場合は会員番号等をお知らせいただき、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申し込みの際、お1人様につき以下の申込金をお支払いいただけます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取消料」、「追加料」の一部または全部として取り扱います。

区 分	申 込 金(お1人)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

(6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者に有しているものとみなします。

3. お申し込み条件

旅行開始日に70歳以上の方、妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障害をお持ちの方、補助具使用者の方などで、特別な配慮(単独の手配等)を必要とする場合は、旅行申し込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し込みは、当社がお客様のために限定的特別な配慮で要する追加費用をお客様の負担とします。

また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同僚者・介助者のご同行を条件とさせていただきます。

4. 契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

確定した旅行日程、航空機の便名、列車および宿泊ホテル名、集合場所および時刻表が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7~10日目に於ける日より前にお渡しするよう努力いたします)ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に於ける日以後に旅行申し込みがなされた場合は、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に於ける日より前に全額お支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に於ける日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日までの当社が決定する期日までに全額お支払いいただけます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

6. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
- (ア) 航空運賃および船舶・鉄道運賃等(コースにより等級が異なります)
- (イ) 空港・駅・港と宿泊施設との送迎バス代金等
- (ウ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
- (エ) 宿泊代金および税・サービス料金
- (オ) 食事代金および税・サービス料金
- (カ) お客様お1人につきスーツケース等1個の受託荷物運送料金(お1人15kg以内が原則となっていますが、席間移動・方眼により異なりますので詳しくは係員におたずねください) 手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関への運送委託手続を代行するものとします。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがいらない理由により、お客様ご自身で運送していただく場合があります。
- (キ) 団体行動中の心付け
- (ク) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
- (ケ) その他パンフレット等に定められる明示したもの
- (2) 上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 原則的には旅行代金に含まれません。その一部を明示します。
- (ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
- (イ) 超過手荷物運賃(規定の重量・容量・個数を超過する分について)
- (ウ) グリーニング代金、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等のチップ、その他追加飲食費個人性質の諸費用、およびこれに伴う旅行サービス料
- (エ) 傷害・疾病に関する医療費等
- (オ) 「オプショナルツアー」等と称し、現地で希望者のみを募集して実施する小旅行等の代金
- (カ) 「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係をご説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

9. お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入の上手数料(お1人様につき10,500円)と共に当社にご提出していただきます。

10. お客様の解除権 旅行開始前

- (1) お客様は第3項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み書に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解 除 期 日	取消料(お1人)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日(日曜・祝日等)は10日目に於ける日より前日までの日	旅行代金の 80%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に於ける日より前日までの日	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

- (2) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。

- (3) 当社は、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(または申込書)から前定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。
- ## 11. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が受けた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限り、また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合は除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、以下に明示するような当社または当社の手配代行者の管理し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故(オ)食中毒(カ)盗難
- (キ) 運送機関の遅延・遅滞・スケジュール変更・経路変更等またはこれらによって生じる旅行日程の変更・月地的滞在時間の短縮

12. 特別補償

当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急遽かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に特別補償金、後遺障害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金額の額は、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、死亡補償金として、1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により特別補償金をお支払いします。

13. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- (2) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、リベリスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の遅延・遅滞その他の諸設備の不具合が生じたこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)は変更補償金を支払いません。
- a. 旅行日程に支障をきたす天災地変
- b. 戦乱 c. 暴動 d. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の旅行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命または身体的安全確保のための必要な措置
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につきお支払い対象旅行代金の15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 =お支払い対象旅行代金 ×(件)につき下記の率	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日より後にお客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における個行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 自動車に於ける変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日より後に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えたと、この表を適用します。この場合において、契約書面に記載された内容と確定書面に記載された内容との相違は確定書面に記載された内容と実務に提供された旅行サービスの内容との間に発生したときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより低いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車枠等又は1泊中の事故発生した場合であっても、1乗車枠等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によりします。

14. お客様の責任

お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

15. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の委託旅行業者(以下「販売店」といいます。)、旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供サービスの手配及び受領のための手続等に利用させていただきます。必要範囲内で当該旅行業者及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乘航空便名等に関する個人データを、電子の方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人情報の提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店舗またはホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でもご確認ください。
- (衛生に関する情報のご案内)
- 新型コロナウイルスの発生状況については、厚生労働省「感染症発生動向調査」ホームページ<http://www.ith.go.jp/>でご確認ください。